

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第5号

平成23年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年7月1日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成23年7月7日（木）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて
 - (3) 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について
 - (4) 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について

○平成23年7月7日

○現在議員5名で次のとおり

1番	佐	藤	修	二	君
2番	江	澤	眞	一	君
3番	村	田	穰	史	君
4番	柏	木	恵	子	君
5番	望	月	清	義	君

平成23年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成23年7月7日（木曜日）午後1時30分開会

日程第 1 議長選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 副議長選挙

日程第 6 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 仮議席の指定

3. 議長選挙

4. 議席の指定

5. 会議録署名議員の指名

6. 会期の決定

7. 諸般の報告

8. 副議長選挙

9. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

10. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

11. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

12. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	望	月	清	義	君
副議長	江	澤	眞	一	君
1番	佐	藤	修	二	君
3番	村	田	穰	史	君
4番	柏	木	恵	子	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	藤	和	雄
副管理者	小坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	京	増	恒	一
次長	佐	藤		實
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	石	渡		孝

○構成市町出席職員

佐倉市経済 環境部部長	大	野	直	道
酒々井町 民生担当参事	矢	部	雄	幸
佐倉市経済 環境部廃棄物 対策課課長	南波	佐間	信	彦
酒々井町生活 環境課課長	越	川	光	司

○議会事務局出席職員氏名

総務課 庶務係長	坂上雅敏
-------------	------

○連絡員

施設管理課 課長補佐 (計画係長)	中村宏之
総務課 副主査	櫻井江里佳
総務課 主事	高石潤一

◎臨時議長の紹介

○事務局長（京増恒一君） 事務局長の京増恒一でございます。事務局長より申し上げます。

一般選挙後初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、望月清義議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

望月清義議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（望月清義君） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました望月清義でございます。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくをお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

（午後 1時55分）

○臨時議長（望月清義君） ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、平成23年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（望月清義君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長選挙

○臨時議長（望月清義君） 日程第1、これより議長選挙を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（望月清義君） 江澤議員。

○2番（江澤眞一君） 酒々井町選出の江澤です。よろしくをお願いいたします。

ただいまから動議を提出したいと思います。

議長選挙の方法につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第118条第2項の規定によることを望みます。よろしくお願いします。

○臨時議長（望月清義君） ただいま江澤議員から議長の選挙の方法について指名推選によることの動議が提出されました。

いかが取り諮らいきましょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（望月清義君） 賛成のご意見がございました、この動議は2人以上の賛成者がおりますので、成立いたしました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決します。

お諮りいたします。この動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（望月清義君） 江澤議員。

○2番（江澤眞一君） それでは、私が議長推選者に当たりたいと思いますが、お諮りしたいと思います。よろしくお願いします。

○臨時議長（望月清義君） ただいま江澤議員から指名者になりたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

江澤議員を指名者に決定することに決定いたしました。

江澤議員、議長の指名をお願いいたします。

○2番（江澤眞一君） それでは、私は議長に望月清義議員を指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（望月清義君） お諮りいたします。

ただいま江澤議員が指名いたしました望月清義を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

ただいま指名されました望月清義が議長に当選しました。

告知することになっていますが、臨時議長を務めておりますので、省略し、当選承諾のあいさつをいたします。

○議長(望月清義君) ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議長に就任することになりました、私、望月清義でございます。

清掃組合議会を通じて、佐倉市及び酒々井町の安全で快適な生活環境の向上のために全力を尽くす決意でございます。議員各位、関係者の皆様方のご支援、ご指導を心からお願い申し上げまして、議長就任のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

臨時議長の職務は全部終了いたしました。

これから議長としての議事を取り計らいいたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議席の指定

○議長(望月清義君) 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第6条により、議長において指定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

議席は、事務局長が朗読いたします。

事務局長。

○事務局長(京増恒一君) それでは、議席を読み上げさせていただきます。

1番、佐藤修二議員、2番、江澤眞一議員、3番、村田穰史議員、4番、柏木恵子議員、5番、望月清義議員。

以上でございます。

○議長(望月清義君) ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

事務局は氏名標の交換をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（望月清義君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、佐藤修二議員、江澤眞一議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（望月清義君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（望月清義君） この際、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の提出がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 事務局長の京増恒一でございます。お許しをいただきまして、行政報告を申し上げます。

四街道市の清掃組合への加入協議につきまして、協議経過のご報告を申し上げます。こちらにつきましては、平成20年8月29日に四街道市から佐倉市、酒々井町清掃組合への文書による正式な加入協議依頼がありました。また、これを受け、佐倉市、酒々井町清掃組合四街道市加入検討委員会を平成20年11月11日に設置しました。この検討委員会は、佐倉市の鎌田副市長を会長とし、その他、佐倉市職員3名、酒々井町職員4名の計8名によるもので、計6回委員会を開催し、検討結果を取りまとめ、平成21年6月26日付文書にて清掃組合管理者へ答申がなされております。この答申を受け、平成21年7月31日に、四街道市からの加入協議に対し、協議依頼に応ずる旨を回答いたしました。こ

の回答を受け、平成21年8月18日に第1回佐倉市、酒々井町、四街道市の首長会議を開催し、加入協議を進めるに当たり、まず事務レベルで調整していくことで各首長の合意を得ております。

その後、計6回の事務レベル協議を行いました。負担金の積算方法や今後の輪番制の考えに相違があり、事務レベルでは打ち合わせが進まない状況でしたので、平成22年7月12日に第2回佐倉市、酒々井町、四街道市の首長会議を開催いたしました。その際、加入負担金の算出根拠について、四街道市においては当組合の資産評価によるべきとし、当組合構成市町である佐倉市、酒々井町においては、検討委員会の答申どおり、将来の経費削減効果に基づくべきとしており、その考え方の相違がございました。加入負担金の算定根拠に大きな隔たりがあることから、四街道市において加入負担金の算定根拠を再度検討していただくとかコンサルにお願いする等の考えもあるので、最終的に第三者から見ても納得のいく案をつくりたいと考えております。しかしながら、加入には地元の理解が大前提であるため、事務レベルで可能な範囲で地元へ情報提供し、協議を進めております。

第2回首長会議を受け、平成22年11月4日に四街道市から、清掃組合加入協議に係る負担金については当清掃組合設立経費を案分する等の提案がありました。この提案を受け、四街道市から構成市町である佐倉市、酒々井町及び清掃組合の事務レベル職員に対し、加入負担金算出根拠についての口頭説明がなされましたが、構成市町及び清掃組合からの質問に四街道市が即答できないため、構成市町を含め清掃組合から四街道市へ事務レベルでの事前調整を図るため、加入負担金の算出根拠についての質問を平成23年2月14日に文書で提出しました。平成23年4月21日に、四街道市から加入負担金算出根拠の回答がございました。平成23年5月13日に、構成市町である佐倉市、酒々井町及び清掃組合事務レベルで、四街道市からの回答と検討委員会の答申を基本とする平成22年度決算ベースでの加入負担金の変化を踏まえ、検討を行いました。その中で、四街道市の加入負担金積算額を再度精査し、今回の事務レベル協議を行う運びとなっております。

以上、報告いたします。

◎副議長選挙

○議長（望月清義君） 日程第5、これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第292条の規定により準用す

る同法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に江澤眞一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました江澤眞一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました江澤眞一議員が副議長に当選いたしました。

江澤眞一議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

江澤眞一議員の副議長当選のごあいさつがございます。

○副議長(江澤眞一君) ただいま議員各位のご推挙のもとに副議長という重責をさせていただくことになりました、酒々井町選出議員の江澤眞一です。よろしくお願ひいたします。

私は、清掃組合の安全で安定した運営の向上のために、議長と協力しながら、地元出身の議員として、微力ではございますが、努力していきたいと思っております。皆様方のご指導並びにご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ですが、副議長の就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎議案の上程

○議長(望月清義君) 日程第6、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長(望月清義君) 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(藤 和雄君) 管理者であります佐倉市長の藤和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会7月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さきの佐倉市議会臨時会、酒々井町議会臨時会において、当清掃組合の議員に当選されました議員各位には改めてお祝いを申し上げます。当清掃組合を取り巻く環境行政、特にごみ問題は大変緊急で重要な課題でございます。また、地元地域住民のご理解とご協力は必要不可欠なものであります。清掃組合発展のため、市民、町民のご期待に沿うよう努力する覚悟でございますので、一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

ただいまから、本日提案をいたしました議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。その内容は、育児休業法が改正され、一定の非常勤職員の育児休業取得が制度化されたことに伴い、当組合の育児休業条例について関連の改正を行ったものでございます。

議案第2号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めるものであります。その内容は、平成23年以降の期末勤勉手当率の年間調整及び住居手当の廃止等を行ったものであります。

議案第3号及び議案第4号は人事案件でありまして、佐倉市、酒々井町清掃組合格約第11条第2項の規定による清掃組合監査委員の選任についてでございます。議案第3号は、6月30日に辞職されました戸村喜一郎監査委員の後任として嶋田孝男氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。議案第4号は、議員のうちから選任する監査委員に清掃組協議員、柏木恵子氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（望月清義君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 事務局長の京増恒一でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成23年7月7日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページをお願いいたします。議案についてご説明を申し上げます。この案件については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、構成市である佐倉市において同法の改正に伴う所要の改正を行われたことに基づく条例改正でございます。

改正理由でございますが、一定の非常勤職員について育児休業及び部分休業を取得することができる措置が盛り込まれた地方公務員の育児休業等に関する法律が平成22年11月26日に改正され、平成23年4月1日に施行されております。改正地方公務員の育児休業法において、育児休業及び部分休業をすることができない職員の範囲や再度の育児休業をすることができる特別な事情など条例で定めなければならない事項があることから、既に条例改正されている佐倉市と同様の規定で所要の改正をいたそうとするものであります。本来であれば、改正された法律の施行日である4月1日までに条例改正を行わなければなりません。当清掃組合では育児休業等を取得できる非常勤職員はいないため、構成市の改正後の改正とし、公布日より施行いたそうとするものであります。

議案第2号をお願いいたします。議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分事項。佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。平成23年7月7日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページをお開きください。読み上げさせていただきます。専決第1号 専決処分書。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成23年3月30日 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

この案件につきましては、構成市町の同様の条例改正に伴う清掃組合給与条例の一部を改正する条例等について専決処分の承認を求めるものでございます。

改正理由でございます。平成22年11月29日に千葉県人事委員会勧告を受け、給与表の減額改定及び期末勤勉手当の引き下げ並びに4月から11月までの調整措置を行う改正給与条例を公布いたしました。しかしながら、改正給与条例は期末勤勉手当の引き下げ及び調整措置を平成22年12月の期末勤勉手当支給分にまとめて行っているため、平成23年度以降の6月、12月期末勤勉手当率の調整について条例改正を行う必要があります。また、構成市である佐倉市では平成23年2月定例会において平成23年度以降の期末勤勉手当率の年間調整の条例改正とあわせて住居手当を廃止する条例改正がなされており、当清掃組合の給与等につきましては佐倉市に準ずる方針をとっておりますので、期末勤勉手当率の改正とあわせ、住居手当を廃止する条例改正を行う必要があります。

なお、このたびの改正内容には平成23年度及び平成24年度に減額支給する経過措置を含む住居手当の廃止に関する改正が含まれていることから、改正条例を3月31日までに公布し、4月1日までに施行する必要があります。

専決処分の理由でございますが、当組合は構成市町の対応状況により条例改正を行っており、構成市町の条例改正後に議会で審議すべきところであります。しかしながら、同様の議案を審議されております佐倉市議会の閉会日が3月14日であり、その後も3月11日に発生した東日本大震災による影響のため、公布最終日である3月31日までに議会を招集する時間的余裕がない状況と判断し、地方自治法第179条に規定される「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」を根拠とし、専決処分をいたしました。

以上で議案第2号についての説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第3号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について。

次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々井町清掃組合規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 印旛郡酒々井町上本佐倉203番地

氏 名 嶋 田 孝 男

生年月日 昭和25年12月10日

平成23年7月7日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

選任に当たりましては、行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちからの選任で
ございます。

次ページに略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案第3号につきましての説明とさせていただきます。

議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第4号 佐倉市、
酒々井町清掃組合監査委員の選任について。

次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々井町清
掃組合同約第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐倉市井野1412番地67

氏 名 柏 木 恵 子

生年月日 昭和24年9月20日

平成23年7月7日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

選任に当たりましては、組合議員のうちからの選任でございます。

次ページに略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案第4号につきましての説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明とさせていただきました。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（望月清義君） これより議案第1号から議案第4号まで質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。なお、質疑について
は一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） ないようですので、質疑はなしと認めます。

それでは、議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 討論はなしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第4号につきましては人事案件でありますので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第117条の規定により、柏木恵子議員の退場を求めます。

（4番 柏木恵子君退場）

○議長（望月清義君） 議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(望月清義君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

柏木恵子議員の入場を求めます。

(4番 柏木恵子君入場)

○議長(望月清義君) 議案第4号の柏木恵子議員を監査委員に選任することについては同意されましたので、お知らせいたします。

ごあいさつをお願いいたします。

柏木恵子議員。

○4番(柏木恵子君) ただいま監査委員の選任をいただきました柏木恵子でございます。

監査の重要性をしっかりと受けとめまして、誠実に公正に職務を全うしてまいりたいと決意しております。甚だ微力ではございますが、皆様のご指導とまたご助言を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、私のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長(望月清義君) 以上をもちまして、平成23年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 望 月 清 義

臨時議長 望 月 清 義

署名議員 佐 藤 修 二

署名議員 江 澤 眞 一

(午後 2時33分)